

地域社会学会会報

No.180 2013.8.30

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies
〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1 岡山大学大学院社会文化科学研究科 藤井和佐研究室内
TEL&FAX 086-251-8451(直) 郵便振替 地域社会学会 00970-2-328340
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

目次

1. 2013 年度第 1 回研究例会
 - 1-1 震災から 2 年後の復興の思想と現実をめぐって 吉野英岐 (岩手県立大学)
 - 1-2 防災パラダイムの転換 田中重好 (名古屋大学)
 - 1-3 第 1 回地域社会学会研究例会印象記 湯上千春 (東京工業大学・東京国際大学)
 - 1-4 第 1 回地域社会学会研究例会印象記 市川虎彦 (松山大学)
2. 理事会からの報告
3. 研究委員会からの報告
4. 編集委員会からの報告
5. 国際交流委員会からの報告
6. 事務局からの連絡
7. 会員異動
8. 会員の研究成果情報(2013 年度・第 2 次分)
9. 理事会・委員会のお知らせ

2013 年度 第 2 回研究例会のご案内

日時 2013 年 10 月 5 日 (土) 14 時～17 時
会場 明治学院大学白金キャンパス 2 号館 3 階 2401 教室
※会場へのアクセスは会報最終頁をご参照ください。

報告

- 第 1 報告 船橋 晴俊 (法政大学)
「『原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢に
ついての提言』を策定して」(仮)
- 第 2 報告 今井 照 (福島大学)
「原発災害避難自治体の隘路」

1. 2013 年度第 1 回研究例会

2013 年 6 月 29 日 (土)、第 1 回研究例会が立教大学で吉野英岐会員、田中重好会員を報告者として開催されました。今回の研究例会には 27 名の参加がありました。両会員から、第 38 回大会シンポジウム「避難から帰村／移住へ——原発事故と津波による被災からの復興の思想と現実」をふまえた総括的かつ発展的な報告がなされ、本年度の研究展開が期待されます。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

1-1 震災から2年後の復興の思想と現実をめぐって

吉野英岐（岩手県立大学）

本報告は2013年5月12日に立命館大学で開催された地域社会学会第38回大会シンポジウム「避難から帰村/定住へー原発事故と津波による被災からの復興の思想と現実」をふまえ、テーマの副題の後半にある「被災からの復興の思想と現実」について論じるものである。ただし、報告者は主に津波被災地で研究を進めているため、原発事故に関連する状況と課題については触れることができない。また、誌面の制約から研究例会での報告時に示した詳細なデータ等を紹介することは困難なので、創造的復興、復興の思想、復興の現実としての土地問題の顕在化という3つの論点について、概括的な見解をまとめる。

1. 創造的復興

東日本大震災後に設置された復興構想会議（2011年4月11日に閣議決定）の設立の趣旨を記した文書に、「・・・復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。・・・」と記されている。また、「3 単なる復興でなく、創造的復興を期す」と題された箇所では、「もう一度津波にさらわれる家と街の再建に終わってはならない」という観点から、「高台に住宅・学校・病院等を、港や漁業などの拠点は5階建以上の強いビルを、避難できる丘の公園を、瓦礫を活用してつくる」という提言がなされている⁽¹⁾。「復旧ではなく復興」という言葉のもと、繰り返されてきた津波被害を二度と起こさないために新しいまちづくりが目指され、それらを含む復興の形態を創造的復興という用語で表現している。

ところで、創造的復興という用語について、岡田知弘氏（京都大学教授）は「これ（創造的復興－引用者補足）は、阪神・淡路大震災の際に、当時の貝原俊民兵庫県知事が造った言葉であり、新自由主義的な経済政策思想が強まるなかで、空港や高規格道路、都市の再開発投資を先行させて、災害を奇禍として一気に産業構造の高度化を図るための基盤をつくるべきだという考え方があった」と指摘している。しかしながら、「ハード事業を優先した『創造的復興』の結果は、惨憺たるものであった。復興事業の多くが被災者の生活再建には結びつかないものであり、住宅復興の遅れもあって『災害関連死』認定は17年間で940人を数える一方、鳴り物入りで建設された神戸空港や新長田再開発ビルは悲惨な経営状況になっている。しかも、兵庫県が推計したところ、震災後2年間に集中した復興需要14.4兆円（うち公共投資3割）の90%が被災地以外に流出してしまったという。被災地以外の企業が復興利得の大半を持ち去ったわけである」⁽²⁾と述べている。

神戸の復興の状況については、宮本憲一氏も批判的に論じている⁽³⁾。宮本氏は神戸の復興政策の問題点として、復興対策は従来の災害復旧制度を基本に実施され、災害復興特別措置法が未策定になっていること、兵庫県と神戸市とも住民同意のないまま、震災から2ヵ月後の1995年3月には区画整理事業と都市開発事業の区域を決定したが、3年後も事業計画の見通しが立たないケースがあることを指摘している。さらに、神戸市は震災前の試算で2000年度に4544億円の財源不足が生じることが明らかであったにもかかわらず、復興のため、巨額な予算編成（神戸市の震災関連予算は通常予算の3年分の金額で編成）を組んだことが、その後の収支状況の悪化を招き、1995年12月に「行財政改善緊急3か年計画」が発表され、500人のリストラ計画がすすめられたことを指摘している。また、政府・自治体の復興政策の欠陥により、住宅・福祉・教育関係の再建に遅れがみられたことも指摘している。

2. 復興の思想

創造的復興という理念が掲げられながら、神戸において従来型のハード中心の復興が進んでしまった経験を、私たちはどのように乗り越えていくことができるのだろうか。おりしも、災害や戦禍に便乗した新自由主義的思想にもとづく復興事業や政策の実態を告発したナオミ・クラインによる『ショック・ドクトリン』が話題を呼んでいる。同書ではディザスター・キャピタリズム（災害便乗型資本主義）という名称のもとで、巨額な復興資金をもとにグローバル企業を中心となった収奪の事例が報告されている。東日本大震災後においても、政府や地方公共団体の予算はこれまでになく大型化している。そして、復興財源の「流用」にあたるような支出がみられるなど、災害に便乗したと思われる事象も存在する。東日本大震災からの復興を、本当の意味での創

造的復興につなげていくための思想と現実をそれぞれのレベルで掘り下げて考える必要がある。

東日本大震災に関する論考については、専門学術誌のみならず、『世界』（岩波書店）などの一般誌でもたびたび取り上げられてきた。そのなかでも、『現代思想』（青土社）は数回の特集を組み、さまざまな分野の研究者が論文を寄稿している。2011年7月臨時増刊号「総特集震災以後を生きるための50冊」では、12の分野において50冊の著作が紹介されている。例えば、「(反)経済」という分野では、『ショック・ドクトリン』（ナオミ・クライン）、『経済成長なき社会発展は可能か』（セルジュ・ラトゥーシュ）、『消費生活の神話と構造』（ジャン・ボードリヤール）が、「故郷性」という分野では、『贈与論』（マルセル・モース）、『トポフィリア』（イーラー・トゥアン）、『喪失とノスタルジア』（磯前順一）が紹介されている。これらは社会学者にもよく知られている著作である。

上記のうち、『ショック・ドクトリン』とならんで、震災後に邦訳が刊行され、注目を集めたのがラトゥーシュの著作である。ラトゥーシュは脱成長とポスト開発の経済学を展開する研究者として知られているが、成長信仰からの離脱について、「経済成長という宗教、技術の進歩に対する盲目的な信仰、消費主義と生産力至上主義の儀式—この三つの精神的負担を拒否することで、多元的な歴史への道が人類に対して再び開かれるでしょう」⁽⁴⁾と述べている。その方法として、地域に根ざしたエコロジカルな民主主義の創造、成長社会によって生み出された都市と政治の周辺化への対抗、コモンズ（公有地、公共財、共同生活のための空間）の奪還や再生、そして地理的・社会的・歴史的な現実を表す一貫性のある空間的な実体を示す「生物域」の自己組織化をあげている。

ラトゥーシュを含め、『現代思想』に掲載された論文に共通してみられる特徴は、従来の主流派の学説や新自由主義経済学の様式にとらわれないオルタナティブな復興の思想の提示である。そこでは、生活者のもっている思考の尊重、バナキュラーな知恵の再発見、「贈与」というコミュニケーションの形態への着目などである。大胆にまとめると、これらの論考における復興とは、普遍的あるいは近代合理主義に基づく思想によって社会を作り変えるのではなく、ローカルなあるいは個別的に地域に根付いた知恵によって社会を再構築するものと考えられる。そこでは、環境に配慮した生活再建、災害便乗型開発プロジェクトの抑止、復興計画の策定と事業の実施段階での住民参加、そして住民合意に基づく復興にむけたローカルルール構築などが課題となろう。では、現実はどうだろうか。

3. 復興の現実としての土地問題の顕在化

被災後から2年以上が経過し、津波被災地では産業や生活基盤の形成のもととなる高台移転や現地再建を進め、新しい生活基盤やコミュニティを創造することを目指している。そこで大きな課題になっているのが土地問題である。県や市町村で策定された復興計画の実現のためには、用地の確保が必須であり、土地問題の解決なくして復興は実現しないといっても過言ではない。しかし、結論を先取りしていえば、集落や市街地の復興については、中央集権型の従来型の事業スキームが適用されており、土地問題の解決は大きな困難に直面している。土地問題の具体的な姿として2つの事例を紹介する。

津波被災地の復興では、おもに防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、土地区画整理事業の3つの事業があるが、これらは既存の事業スキームであり、また互いに別々の内容の事業である。しかし現実の一つの自治体が複数地区でこれらの事業に同時に取り組んでいることから、3つの事業間における補助金の適用範囲や金額の差が顕在化しており、被災者間の不公平感を誘発することが生じている。さらに防災集団移転促進事業による集団移転については、津波被災地の住民の合意にもとづく移転促進区域の設定と、移転促進区域内の宅地等の買取に対する国庫補助の要件となる災害危険区域の指定する必要がある。災害危険区域の指定は建築基準法の条文に基づいて市町村が制定する条例によるもので、全国一律的な手順で進めていかざるをえない。移転促進区域の設定と災害危険区域に指定の順番は特に定めがないとなっているが、災害危険区域に指定されると住居の用に供する建物は建てられなくなり、被災者の私権の制限につながる区域の指定は容易ではない。

もうひとつは復興の前提となる防潮堤の再建または新設のための用地の確保問題である。防潮

堤の高さをめぐるとの問題は、田中報告でも言及されているが、かりに巨大な防潮堤を新設する場合は事業主体である県による大規模な用地取得が必要である。用地取得にあたり面積や金額について所有者の同意が必要なのはいままでの間でもないが、取得のための手続きを進める過程で浮かび上がってきたのが、用地取得困難地の存在である。相続未処理土地、所有者不明土地、境界不明土地、さらには抵当権の設定や多数者による共有地などが多数存在し、岩手県内の防潮堤事業等の取得予定用地の約4割で懸案事項の存在が確認されている。これらの解決にあたっては地道な用地交渉が前提ではあるが、土地収用法の適用に基づく事例も岩手県釜石市で生じている。土地収用法の適用については手続きの面で多くの時間と労力を要することから、政府は迅速処理を進めるための特例措置を講じているが、県や市町村という地方公共団体が主体的に懸案を解決するようなスキームの新設には消極的である。したがって、中央集権的な手続きが温存され、住民と向き合っている現場の自治体が復興の意思決定手続きの主導権を握れない状況が続いている。

今後、膨大な数の発生が見込まれる土地問題に対して、どのような理念や思想と手法が有効であるかは必ずしも明らかではない。しかし、今次の大震災からの復興においては、従来のスキームを超えたオルタナティブな思想と手法が必要となると思われる。復興は時間との闘いでもある。限られた時間のなかで、被災地自体が復興のイニシアティブをとり、最大限の住民合意の形成と、被災自治体の自主決定権の拡大を可能にする新しい枠組みの提示が社会学に求められている。

注

- (1) 東日本大震災復興構想会議第1回会合（2011.4.14）での議長提出資料より抜粋。
- (2) 岡田知弘「広がる復興格差と地域社会経済の再生の基本視角」、田代洋一・岡田知弘編『シリーズ地域の再生⑧復興の息吹』、農文協、2012、pp32-33、およびp33
- (3) 宮本憲一「阪神・淡路大震災の教訓～都市経営から都市政策へ～」、『都市政策の思想と現実』、有斐閣、1999
- (4) セルジュ・ラトゥーシュ『<脱成長>は、世界を変えられるか?』、作品社、2013、p11

1-2 防災パラダイムの転換

田中重好（名古屋大学）

東日本大震災の大量死

東日本大震災の死者・行方不明者は、北海道から東北地方沿岸、関東沿岸から神奈川県にまで及び、合計18,641人（死者15,872人、行方不明者2,769人）に達している（平成24年10月30日現在）。死亡者はほぼ津波による犠牲者である。警視庁の調べでは、死者の92.4%は溺死である。

その大量死をどう説明し、そこから、何を変えてゆくべきなのか

東日本大震災がもたらした大量死から出発する。この大災害は、戦後日本の災害史上、最大の死者・行方不明者を出した。この総数は、世界の先進国の自然災害のなかでも最大のものである。しかも、津波防災に関しては、もっとも防災対策が拡充した地域と時点で、である。「ハザード×脆弱性=ディザスター」という考え方に立つと、今回の大量死という災害はハザードの巨大さだけに帰属させることはできない。大量死をハザードだけに帰着でないとすれば、社会学にとって、それをどう説明できるのであろうか。なぜかくも巨大な災害となったのかという問いは、これまで戦後日本が積み上げてきた防災対策、その根底にある基本的な考え方（以下、防災パラダイムと呼びたい）のどこに問題点があったのかという問いにつながってゆく。大量死に関する社会的考察を通して、従来の防災パラダイムを再検討し、防災パラダイムの転換の方向を示すことが求められている。

その転換を検討する筋道

防災パラダイムの転換について検討するために、第一に、「なぜたくさんの方が亡くなったのか」を「想定外」という観点から説明し、そこから、従来の防災対策がどういった問題をもっていったのかを考察する。第二に、「このような巨大な津波にもかかわらず、なぜ避難できたのか」を主に学校の避難行動を取り上げて検証し、そこから、避難行動モデルそのものを変革する必要

性を示す。以上の二つの方面からの検討を踏まえた上で、これまでの防災パラダイムの限界と転換の必要性を検討する。

なぜたくさんの方が亡くなったのか

東日本大震災は、それまで用意されてきた防災対策がいかに無力かを教えてくれた。これまでの防災対策において、地震規模を想定し、それに基づいて津波の規模を算出し、そうしたハザードの想定に基づいて、防災計画を策定し、ハード、ソフトの防災対策を実施してきた。これは、「想定の変遷」ともいえるものであった。そうした「想定の変遷」は発災後、「想定外の連鎖」へと変化し、そのことが大量の犠牲者を生み出すことにつながった。そのような「想定外のことが起こった」ことによって、被害規模（津波の犠牲者）はいっせいに「跳ね上がった」。このことは、従来の「科学主義⇒想定外力の設定」に基づく防災対策の敗北を意味している。この点については、拙稿「想定外の社会学」（田中重好・船橋晴俊・正村俊之編著『東日本大震災と社会学』ミネルヴァ書房、2013）で詳しく論じた。

なぜ安全に避難できたのか

従来の津波からの避難対策は情報伝達モデルを前提としたものであった。このモデルは、「警報発令⇒警報伝達⇒個人の判断⇒避難行動」という避難行動を考えていた。しかし、こうしたモデルに基づいて実施されてきた避難対策だけでは、「人は逃げない」。加えて、このモデルだけでは、「逃げない理由」も「逃げる理由」も十分説明できない。そのため、このモデルに依拠して対策を立てても、効果は限定的である。

災害という緊急状況にあっても、人は「社会的に真空状態」の中にあるわけではない。この点こそ、情報伝達モデルの看過してきた重要な点である。「人と人とのつながり、集団との関わり」のなかにある個人」の危機対応行動を考えることが、説明図式としても対策の前提としても大切である（これは、防災対策における「社会の発見」につながってゆく）。

実際に甚大な津波におそわれた小学校や集落の避難行動を見てみよう。

小学校については、「釜石の奇跡」と「大川小学校の悲劇」が有名である。両校ともに、学校の校舎が水没するほどの津波に襲われたが、釜石市の鶴住居小学校と隣接する釜石東中学校の児童生徒は全員が無事に避難したことが、「奇跡的」と伝えられた。一方、石巻市大川小学校では、校庭に避難していた児童 108 名中 70 名が死亡、4 名が行方不明、教職員 13 名中、校内にいた 11 名のうち 9 名が死亡、1 名が行方不明となり、痛ましい惨状となった。この二つの学校の対照的な姿がマスコミにたびたび取り上げられてきた。しかし、この対照的なイメージはマスコミによって「構築された被害像」にすぎない。

校舎が水没するという厳しい条件にあった全小学校における避難行動を検討した。具体的には、岩手県、宮城県の校舎が使用不能になった学校のリストに上がっている小学校 31 校（岩手県「校舎が使用不能（2012.3）」、宮城県教育委員会「平成 23 年 9 月 1 日現在 当面校舎等を使用できない小・中学校一覧」より）を対象として、その避難行動を検討した。その結果を、縦軸に小学校に襲った津波の高さ（校舎の何階まで到達しているか）を、横軸に児童の死亡の有無をとって作図し、まとめた。同表に示されているように、学校の管理下にあった状態で児童が犠牲になった学校は、大川小学校ただ一校である。たしかに、発災当日、何らかの理由で欠席・早退した児童、地震発生後に親が迎えに来て引き渡した児童の中からは犠牲者が出ているが、学校にとどまって先生たちの管理下にあった児童は、津波の高さに関わらず、死者が出ていない。

さらに、小規模の地域ごとに甚大な建物被害を受けた集落の死亡率を調べると、集落の建物が 100%全壊している地区でも、死亡率 0 という地区が見られる。また、事業所単位で津波の犠牲者を見ると、災害弱者が集中する老人施設・医療施設を除いて、ほとんどのケースでは集団的に犠牲者を出した事業所は見られない。避難行動に関する調査はまだ途中段階であるが、こうした事実から、次のような仮説が成り立つのではないかと現時点では考えている。

人はさまざまな社会的なネットワークの網の目や、集団（組織化の程度の差はあれ）の中にいて、地震を経験し、津波の情報を受け取り、その状況の中で、ある種の集団的な状況判断や行動の決断を行って、周囲の人々と共に避難行動をする（あるいは、共に避難行動をしない）のである。適合的な避難行動という観点から見れば、こうした社会的な状況がプラスにもマイナスにも

働くが、大部分の場合にはプラスに働き、集団的な被災を免れたのではないか。このように、学校、小規模の集落、事業所単位で集団的な被災が見られなかったことは、「集合的、あるいは組織的な状況のもつ力」によるところが大きいと考えられる。

従来の防災パラダイムの限界

「想定外」の議論からは、「科学主義⇒想定外力」という側面への見直しにつながってゆく。科学的に地震の規模と津波の高さを想定し、それに基づいて、防災計画を立案し、防災のハード、ソフト対策を進めてきたが、東日本大震災ではその「想定連鎖」がみごとに裏切られた。地震が「想定外」の規模であったことが、「想定をはるかに超える」犠牲者を生みだした。避難行動の考察からは、行政を中心として、中央から警報を発令して住民に伝達する方式（トップダウン方式）の避難行動を促す方法では、十分効果を発揮しない。むしろ、学校や地域の現場で、集団の力を活かした避難行動を考える必要がある。避難行動モデルの検討からは、津波からの避難対策において中心の課題は「行政やマスコミから警報をどう伝達するか」ではなく、「住民が、どういう社会的状況のなかで最適な避難ができるか」を考察することを通して、「集合的あるいは組織的な最適な状況をつくりだすにはどうしたらいいのか」を考えることが必要であることが分かる。さらに、情報についてだけ見ても、以上のモデルを前提とするならば、情報を「上から」「行政を通して」与えるという発想から、情報を「地域のなかで」「自分たちで（自分だけではない）」判断して行動するという発想へと転換する必要がある。

防災パラダイムの転換

東日本大震災は、戦後日本が積み上げてきた防災対策のあり方を根本から見直すことを迫っている。

戦後の防災対策パラダイムは、次のようにまとめることができる。そのパラダイムは、「災害を制御する」「少なくとも、将来的には災害を制御できる」という基本的な発想に基づいていた。この基礎に立って、防災対策の出発的には「科学が災害の発生メカニズムを解き明かし、その発生を予知できる（できるようになる）」という科学主義の見地から、想定外力を設定して、防災のためのハード整備を進めてきた。以上のことを実現するために、行政が中心となって防災のために取り組むことが必要であるとされた。日本の中央集権的な行政システムのなかでは、行政中心の防災対策は政府が主導する形で進められてきた。

このように、従来の防災対策パラダイムの特徴は、①科学主義、②想定外力の向上、③行政中心の防災対策、④中央集権的な防災対策とまとめることができる。①と②は「科学」に、③と④は「広義の社会」（行政、市場を含む広義の社会）に関係している。

こうした従来の防災パラダイムは、「新しい防災パラダイム」へと転換することが求められている。その転換点は、第一に「科学主義的に災害を解明し、それに基づいて、設計外力を決めて防災対策を進める」という考え方から、「科学主義と設計外力の設定という二つの限界を認めて防災対策を構想する」という考え方に変更することである。第二に、「行政を中心とした防災対策、しかも、中央集権的な防災対策を進める」という考え方から、「分権的、社会的な防災対策を進める」という考え方に変えてゆくことである。この二つの考え方の根底には、「防災から減災へ」という基本パラダイムの変更が横たわっている。

1-3 第1回地域社会学会研究例会印象記

湯上千春（東京工業大学・東京国際大学）

「地域社会学ならではの視点による復興と防災」

2013年度地域社会学会第1回研究例会に出席した。実は研究例会に出席させていただくのは今回が初めてであったが、印象記を書かせていただくという大役をいただいた。この度の研究例会は大変興味深く、東日本大震災と地域社会という視点で地域社会学ならではの貴重な勉強をさせていただいた。誤って理解している点が多々あるかと思うが、それは単に筆者の知識・理解不足のせいであり、最初にまず謝らせていただきたい。以下、筆者がお二人の御報告を伺って感じたままに印象を書かせていただくことにする。

今回の研究例会の軸となっていることは東日本大震災の被災地の現在の状況が被災前の地域の構造とどういう連関があるのかということではないかと思った。そしてその連関を明らかにすることによってはじめて今後の対策が考えられるのではないだろうか。

これまで様々な研究分野で被災地研究が行われてきたが、それだけに留まらずに今後の「地域社会」というものを被災前の状況も踏まえて深く考えていくという視点は地域社会学にとって重要な御報告であった。地域社会学としてこれから何ができるのかということを変更して考えさせられる機会をいただいた。

第1報告は吉野英岐氏の「震災から2年後の復興の思想と現実をめぐって」という報告であった。「復興」という言葉が政府による公式な文書でも頻繁に用いられるなかで、何をもって「復興」と位置づけるのかということであらためて考えさせられた。報告は技術革新で新たな設備に置き換えることができても「地域社会」や「住民組織」は新たな形態に置き換えられることができるのだろうかという疑問を投げかけた。政府による「復興」という言葉の使われ方を見ていくと復興とは経済復興であるという前提のもとで政府主導で行われてきて、いかに持続可能な地域社会を構築できるのかということが十分に議論、熟考されていないのではないかということを感じた。そして復興の主体、ステーク・ホルダーとは誰であり、経済成長を目的としない持続可能な地域社会の構築の可能性について地域社会学で研究していく必要があるということ再認識した。

吉野氏の報告で筆者が特に関心を持ったのが現在の被災地の土地問題が被災前の地域社会に長く歴史的に根付いていた慣習と連関していることである。津波浸水危険水域において防潮堤建築を進めたり、集団移転するには土地の権利者が誰かということ特定する必要が出てくる。ある地域ではコモンズとして土地を「共用」、「共有」して地域社会が古くから成り立っていた時代があった。しかし時代を経て地域の人口や生活様式も変化して「共用」することが次第になくなって、「共有」という部分のみが残ってしまった。地籍調査進捗率が半分にも満たない地域があることを知って驚いた。数十名で共有している土地もあり、共有地の背景や住民による意識も地域によって異なるであろう。持ち主の名前だけが残っていてもどこの誰かわからない場合などもあり、地域だけでは解決する方法が見つからず、やむを得ず「土地収用法」を適用せざるを得ない場合が起きている。しかし行政主導による解決を選択すると住民の意志決定機能は弱まってしまうだろう。

報告で興味深く思ったのが「コモンズ」というものが地域社会の長い歴史に根付いた強い紐帯の表れである一方で事業実施の障害になってしまうという面が地域によってはあり得るという事実である。これまでコモンズのプラスの面だけに焦点を置いていた筆者には驚きであった。吉野氏の指摘するように新たな住民自治のしくみづくり、協働のしくみを模索していくことが今後大変、重要となるだろう。

第二報告は田中重好氏による「防災パラダイムの転換」についての報告である。田中氏は多くの犠牲者を出した東日本大震災という経験を通して日本ではまだ思想レベルで焦点が定まっていないことに危機感を抱いている。東日本大震災がどういう社会変動を導いていくのか、そして社会学理論へどういうインパクトを与えていくのか、日本独自のどういう理論が生まれるのかということに着目している。報告ではこれまでの日本の防災パラダイムと今後の転換について貴重な知見を提示していただいた。田中氏の報告の重点はこれからの日本において防災パラダイムを社会、地域でどう組み直すかということである。日本はまさにその転換期にいるということであらためて考えさせられた。

ハザードが災害にどうつながるのか、時間軸の中でどう変化していくのかという指摘も印象的であった。田中氏の報告で指摘されるのは設計外力が向上すると想定外の事態が発生した時の跳ね返りが大きくなるということである。つまり設計外力の向上が潜在的なリスクの拡大につながるのではないかということだ。設計外力を向上することだけに議論が集中するのはかえって危険が増すという。

そこで今後の防災対策パラダイムを社会的側面から見ていく必要が出てくる。これまでトップダウン的で行政中心にハードの側面ばかりに焦点が置かれてきた防災対策から地域防災を重視し

て、これまで客体であった住民が主体となってソフト面を重視した社会的な防災対策が非常に重要となってくる。

そして報告で印象的であったのが、個人単位ではなく、地域で個人がどういう人間関係を持っていて、どういう組織に属しているのかということから丁寧に考え直して、集団的な地域防災を組み立てる必要があるという指摘である。まさにこれから地域社会学が今後の防災の考え方の構築に貢献できるのではないだろうか。

社会からどう防災対策を考えるのかという重要な視点のなかで、田中氏の報告では「社会的防災」の柱として「地域社会による防災」に加えて、地域を超えて地域間をクロスする相互の助け合いのしくみの構築の必要を提言している。まずどのような助け合いのシステムが維持されているかを把握して、それらをどう緊急時に結びつけていくかということが重要であろう。防災ボランティア組織のあり方も大切になってくる。

今回、お二人の貴重な報告を拝聴して共通して感じたのは今後の地域社会学で重要なのは災害前の地域をきちんと把握したうえで、災害後の現在状況を把握して、そして今後の持続可能な地域社会を考えていかなければならないことである。吉野氏、田中氏の報告は貴重な知見を提示していただき、大変良い刺激になり感謝申し上げたい。非常に有意義な活気ある研究例会であり、今後もぜひ参加させていただきたいと強く感じた。

1-4 第1回地域社会学研究会印象記

市川虎彦（松山大学）

今年度の第1回研究例会が、6月29日、立教大学で開催された。周知のように、昨年度は「ポスト3.11の地域社会」が、学会の主要課題として取り組まれ、5月のシンポジウムが行われた。本研究例会では、そのシンポジウムの司会者であった吉野英岐氏から「震災から2年後の復興の思想と現実をめぐって」と題された報告がなされた。

震災からの復興が遅々として進んでいないことは多くの人が指摘するところであり、またその一方で復興予算が復興とは無関係の事業に流用されていたというマスコミ報道がなされたのも、まだ耳目に新しい。そうした中で吉野報告は、大きく2つの部分に分かれていた。まず、阪神大震災からの復興という先行する事例を参照しながら、政府が掲げる「創造的復興」という概念とその内容に対する批判的検討が報告された。もう1つの部分は、岩手県釜石市の具体的な事例をもとに、被災地の復興過程における共有地（コモンズ）の意味と役割について報告がなされた。

第1の「創造的復興」に関しては、阪神大震災復興時には、産業基盤の復興優先、大規模プロジェクトの便乗的な推進がなされ一方で、復興過程への住民参加や住民合意が軽視されたことが指摘された。東日本大震災からの復興においても、同じ轍を踏まないかどうか検証していく必要があることが述べられた。

第2の論点として、復興過程において「共有地」の果たす両義的な役割が説明された。吉野氏によれば、共有地というものは、復興過程において抜いづらい存在であり、現在のところ所有者不明の土地を処理するスキームがない状態であり、復興事業の実施段階で迅速な復興の足枷になりかねないものであるという。一方で共有地は、地域の履歴が反映される場所であり、地域の記憶が存在する場所であるという。実際、事例にあげられた釜石市片岸地区においては、地域の統合の象徴としての神社があり、民俗芸能があることが指摘された。共有地の消滅は、このような地域の履歴と記憶がなくなることでもあるという。このような両義的な意味をもつ共有地に関する報告は、新たな知見を得る機会となった。

「創造的復興」に関しては、次の報告者でもある田中重好氏から「国依存、モラルハザードの計画（どうみても過大な復興計画）が横行する中で、地方自治体はどうあるべきなのか」という問いかけがなされた。吉野氏は、「住民参加、住民合意が難しくなると、国・県・専門家へと移譲されていくことになってしまう」と、住民参加・住民合意の重要性をあらためて強調した。また矢澤修次郎氏からは、「新自由主義的な、あるいは官製の『創造的復興』に対して、何か対案はあるのか」という大きな問いが提示された。吉野氏は、とりあえず「創造的復興」に関して、

「概念の中身がはっきりしないと、すり替えが起こりやすく、復興事業に他の事業が入り込むようなことも生じやすい」という旨の回答をした。この論点は、5月のシンポジウムの際も提示された、「復興」をどう定義するのか、という点と通底するものであると思った。

続いて田中重好氏から「防災パラダイムの転換」と題された報告がなされた。田中報告では、まず1つの逆説的な現象が説明された。災害対策が進展していく（田中氏は「設計外力の向上」と表現していた）と、当然のこととして安全性が高まり被害は減少していく。しかし、それは一面では潜在的なリスクが拡大していく過程なのだと、田中氏は言う。なぜならば、ある時点で、災害対策が想定していた規模を上回るような事態が発生すると、今度は一挙に被害の規模が跳ね上がるからだというのである。つまり安全性の高まりは、潜在的リスクを高める方向にも働くわけである。このリスクが顕在化したのが、今度の東日本大震災だったということになる。このことから発して、今後は防災パラダイムの転換をはかっていくべきだという主張が展開された。

田中氏に言わせれば、これまでの防災パラダイムは、中央集権的な手法で、行政が災害規模を科学的に想定し、それへの対応を進めるべく行政施策を講じていくものであったとする。これに対して今後求められるべきものは減災パラダイムだとする。それは地域を主体とした分権的な防災であり、行政にばかり依存するのではない社会的防災なのだという。そして、その延長線上に、地域を主体とした復興へのパラダイム転換も主張された。

田中氏の主張する地域主体の防災（減災）については、小林秀行氏から「地域に防災の主体をといっても、切迫性のなさがハードルになるのではないか。地域の中で資源を用意できなければ、外から来ることで地域支配につながってしまうのではないか」との疑問が呈せられた。これに対し田中氏は、「国が何かやるのは、すでに限界にきている。実際にも徐々に分権化がなされている」とした上で「下からの計画づくり」の重要性を強調した。また、吉野氏からは「地域主体」の「地域の範囲は、どう想定されるのか」との質問がなされた。田中氏は「自分たちで重層的な地域をも想定して、答えを出すべき」だとの回答であった。

さて今回、住民参加・住民合意を重視し、地域主体の分権的減災パラダイムへの転換を主張する両報告を聞くことができた。共通すると感じたのは、国主導の中央集権的な復興やテクノクラートの発想の復興・防災計画の否定であり、住民主体の下からの復興・減災計画への期待であった。このような主張は、多くの研究者が受け入れるところであるように思う。一方で、これは、研究者のつくりだした正論であり、一種の理想論でもあるという思いも、正直ぬぐいがたかった。

というのは、山下祐介氏が観察し、記述する被災者の姿があるからである。すなわち、「避難生活をつづけている住民の中には」「ややもすると依存的な状態が当然であるかのようにふるまう人々が数多くみられることである。『いったいいつできるんだ。早くしてほしい』といった声に堪えながら職員は仕事をしている」（山下祐介『東北発の震災論』P.209）。そして、「今回、復興事業を急ぐ背景には、一方で、住民側の『復興を急げ』『国／行政は何をやっているんだ』という声が存在するのは確かだ。自治体はそうした声に応えているだけともいえる」（同P.217）というものである。

山下氏が描き出す行政依存の被災者、あるいは小林氏が言及した「災害への切迫感がない住民」。こうした人々は、決して少なくはないだろう。こうした状況を、復興論・防災論は、どこかで繰り込んでおく必要はないだろうか。また、行政依存の被災者や危機意識のない住民に、研究者が住民参加や地域分権の重要性を「啓蒙」すれば済むというものでもないように思った。シンポジウムの討論者であった清水亮氏は「社会学者の立ち位置」という論点を、シンポジウム当日に提示していた。あらためて災害研究に果たす研究者の役割は何かという問いが、頭をよぎった次第である。

2. 理事会からの報告

2013年度地域社会学会第1回理事会は、2013年6月29日（土）12時40分から13時55分まで立教大学池袋キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として6件、協議事項として4件が議論されました。報告事項の詳細は各委員会報告等をご覧ください。

出席者：鯨坂学、有末賢、浦野正樹、黒田由彦、清水洋行、清水亮、杉本久未子、田中重好、西村雄郎、西山志保、室井研二、山下祐介、横田尚俊、渡戸一郎、藤井和佐

報告事項

1. 研究委員会報告
 震災特別委員会報告
2. 編集委員会報告
3. 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
4. 学会賞選考委員会報告
5. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会報告
6. 事務局報告

協議事項

1. 入会の承認（1名）、退会の承認（1名）。
 *入退会承認後会員数 408 名（一般会員 347 名、院生会員 55 名、終身会員 6 名）。
2. ISA 横浜大会において報告する若手会員への交通費補助条件について
 資格等の詳細が国際交流委員会より提案され、決定された。（「6. 事務局からの連絡」参照。）
3. 地域社会学会の発足年・設立年について
 当面は「発足」と「設立」を使いわけ、「地域社会研究会が 1975 年 3 月 17 日に発足し、翌年の第 1 回大会後の協議において組織・運営形態が確立し、正式に設立の運びとなった」と理解することとした。
4. 研究例会時の非会員報告者への謝金額について
 研究委員会における提案内容をふまえ、研究例会時における報告謝金について、当面は原則として 2 万円とし、継続審議とした。

(藤井和佐)

3. 研究委員会からの報告

今期研究委員会も 2 年目に入りました。あと 1 年、会員の皆様、よろしくお願いします。

さて、2013 年度の第 1 回研究委員会の報告です。

- ①5 月の大会シンポジウムに関して、それぞれの委員から評価すべき点、反省点等が出され、それをもとに 2014 年のシンポジウムに向けて、10 月、12 月、2 月の研究例会をどのように企画していくべきかを議論しました。震災によってあぶり出された地域社会の問題点を被災地以外の地域の問題と関連させながらどう議論するのか、あるいは地域社会学が社会に対してなにを発信できるのか等々、ここには書き切れないほど様々な論点が出されました。
- ②次回の研究例会では、地域社会学に何ができるか、あるいは地域社会学に何が求められているのかという論点を掘り下げて議論してはどうか、ということになりました。具体的には、6 月に日本学術会議社会学委員会「東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会」が『原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言』（以下、『提言』と略称）を発表しましたが、その取りまとめの中心であった船橋晴俊氏をお呼びし、『提言』をまとめるに至った経緯やねらい等についてご報告いただきます。もう一人の報告者は、原発避難の実態を踏まえて二重住民票の問題を提起してきた今井照会員です。この二重住民票の問題は、『提言』の重要ポイントの一つです。みなさまのご参加をお待ちしています。
- ③ISA 横浜大会の RC21 主催のセッションの募集については、中澤会員の提案が採用されました。
- ④ISA 横浜大会に関して、開催時期にあわせて海外からの研究者との研究交流を行ってはどうか、あるいは若手を対象とした交通費以外の支援をどうするか、以上の事柄に関して国際交流委員会と合同で協議しました。海外からの研究者と研究交流に関しては、研究委員会としても前向きに取りこんでいきたいと考えています。詳しくは国際交流委員会からの報告をご覧ください。

出席者：浦野正樹会員（国際交流委員会兼務）、清水洋行会員、高木竜輔会員、西山志保会員（国際交流委員会兼務）、室井研二会員、山下祐介会員、渡戸一郎会員、黒田由彦

（黒田由彦）

4. 編集委員会からの報告

6月29日、立教大学において今年度の第1回編集委員会が開催されました。年報第26集の特集論文の編集方針（構成、執筆者等）および書評対象図書・書評者について話し合われました。

当日出席した委員は、有末賢、市川正彦、清水亮、西村雄郎、山崎仁朗、横田尚俊の6名でした。

（清水 亮）

5. 国際交流委員会からの報告

6月に開催しました国際交流委員会から理事会への報告・協議事項は下記のとおりです。

- 1) 2014年度ISA横浜大会において報告する若手会員への交通費補助について、条件の詳細を検討し、本委員会からの提案が理事会において承認されました。詳細は「事務局からの連絡」のところをご確認ください。
- 2) ISA横浜大会前後に、来日している海外からの研究者を招き、地域社会学会として臨時研究会のようなことを開催できないか、研究委員会との協議のもとに話し合いを進めていくことを理事会に報告しました。
- 3) ISA横浜大会への報告申し込みについての情報提供

2014年7月に開催される世界社会学会横浜大会への応募が開始されました。各 research committees, working groups, thematic groups などの regular session への応募締め切りは、2013年9月30日となっています。なおアブストラクトは、online 上での申し込みになります。詳細については、下記 Web サイトをご覧ください。

<http://www.isa-sociology.org/congress2014/> （英語）

<http://www.wcs2014.net/> （日本語）

Research committee <http://www.isa-sociology.org/rc.htm>

Working groups <http://www.isa-sociology.org/congress2014/wg/>

Thematic groups <http://www.isa-sociology.org/congress2014/tg/>

本学会会員と関連が強いと思われるのは、RC3 (community research), RC21 (regional and urban development) などがあります。地域社会学会から多くの会員の方々に応募いただきますよう、お願い申し上げます。

（西山志保）

6. 事務局からの連絡

<2013年度の会費納入のお願い>

2013年度の会費を同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご所属を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。一般会員は、6,500円（年報代含む）、院生会員は、5,000円（年報代含む）です。振り込まれた方には、年報25集をお送りします。

また過年度会費未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。

会則第6条2に「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

なお、納入しているにもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報ください。

<2014 年度 ISA 横浜大会において報告する若手会員への交通費補助について>

すでに地域社会学会ホームページにおいてお知らせしておりますとおり、「資格」と「補助額の決定方法」が決まりました。ふるってお申し込みください。

ISA 横浜大会でのご報告が決まりましたら、下記の「資格」をご確認のうえ、お名前・ご所属・居住地・交通費予定額・報告 RC 等・報告タイトルとともに、【2014 年 6 月 15 日までに】メールにて事務局までお申し込みください。あらためて領収書の送付先や振込口座の指定などの手続きについてお伝えするようにします。なお、お申し込み後に、ご所属や居住地等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

[資格]

以下の 1) ~ 5) のすべてに該当する会員を対象とする。

- 1) 2014 年 ISA 横浜大会終了時に 40 歳未満であること。
- 2) 常勤職（学術振興会特別研究員を含める）に就いていないこと。
- 3) 2013 年 9 月報告申請締切日において、会員資格を有すること。
- 4) 首都圏及び近郊（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）以外の地域に居住していること。なお勤務先がある場合は、勤務先も上の「首都圏及び近郊以外」であること。
- 5) 他学会・他組織などから当該の交通費補助を受けていないこと。

付記) 詳細については、国際交流委員長と庶務担当理事の判断に任せることとする。

[補助額の決定方法]

- ① 自宅あるいは所属機関からの交通費が、最も安価でかつ合理的な交通手段を利用すること。航空券の場合は、普通運賃や往復割引切符以外のエコノミークラスの最も安価な交通手段を基準とします。
- ② 支給は、ISA 横浜大会発表後に、航空券ないし（及び）JR 券の領収書と引き換えに支給します（理由の如何を問わず、報告取り消しの場合には支給しません）。
- ③ 申し込み多数である場合、予算合計上限 20 万円の枠内で、それぞれの必要な交通費に応じて算出し、支給する予定です。

以上

7. 会員異動 (略)

8. 会員の研究成果情報(2013 年度・第 2 次分)

2012 年以降の研究成果に関する情報を募集します。同封の用紙（地域社会学会 WEB サイトから MS ワード版がダウンロードできます）の情報を、事務局宛のメール（あるいはファックス）でお送りください。ご協力よろしくお願ひします。

万一、情報を提供したのに掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

[本号掲載分は 2012 年以降に刊行、2013 年 8 月 5 日までに情報提供があり、過去の会報の研究成果情報に掲載されていないものに限る。口頭発表は除く。]

★お詫びと訂正：会報 179 号(35 頁)「13. 会員の研究成果情報」の「2012 年著作」におきまして、下記のように御著書タイトルが間違っていました。

謹んでお詫び申し上げます。

お手元の会報のご訂正をお願いします。

- (誤) 目黒依子・矢澤澄子・岡本英雄編『揺らぐ男性のジェンダー——仕事・家族・介護』新曜社、2012年7月
- (正) 目黒依子・矢澤澄子・岡本英雄編『揺らぐ男性のジェンダー意識——仕事・家族・介護』新曜社、2012年7月

2012年著作

- 大西仁・吉原直樹監修『移動の時代を生きる一人・権力・コミュニティー』東信堂、2012年3月
- 細谷昂『家と村の社会学—東北水稲作地方の事例研究—』御茶の水書房、2012年12月
- Yoshihara, N. (ed.), *Global Migration and Ethnic Communities: Studies of Asia*, Trans Pacific Press, 2012
- 吉原直樹編『防災の社会学[第二版]』東信堂、2012年11月
- 吉原直樹・中村潔・長谷部弘編訳『バリ島に生きる古文書—ロンタール文書のすがた—』東信堂、2012年3月

2012年論文

- 鯨坂学「〈資料〉全国市区町村にたいする同郷団体調査(1995~1997年)の結果」『評論・社会科学』101号、2012年6月
- 能勢桂介「長野県B市の子ども・若者の教育の現状と課題」『GLOCOLブックレット—ワークショップ・トランスナショナルな子どもたちの教育を考える』大阪大学グローバルコラボレーションセンター、第8号、2012年3月
- 吉原直樹「見直されるコミュニティカと過剰期待への警戒」『農業と経済』78巻4号、2012年4月
- 吉原直樹・松本行真「海外日本人社会のネットワーク形成と情報環境に関する一事例的考察—バリ島ウブド地区のX店協賛店をめぐる—」『社会情報学研究』20周年記念特別号、2012年12月

2012年その他

- 吉原直樹「近隣協議会とコミュニティ協議会」(ヨーロッパ、アメリカの地域住民組織1)、『まち・むら』117、2012年2月
- 吉原直樹「ゆらぐパブリッシュ」(ヨーロッパ、アメリカの地域住民組織2)、『まち・むら』118、2012年8月
- 吉原直樹「コミュニケーションとアソシアシオン」(ヨーロッパ、アメリカの地域住民組織3)、『まち・むら』119、2012年11月

2013年著作

- 伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹『コミュニティを再考する』平凡社新書、2013年6月
- 吉原直樹編著『安全・安心コミュニティの存立基盤—東北6都市の町内会分析—』御茶の水書房、2013年2月
- 吉原直樹・近森高明編『都市のリアル』有斐閣、2013年7月

2013年論文

- 鯨坂学・上野淳子・堤圭史郎・丸山真央「『都心回帰』時代の大都市都心地区におけるコミュニティとマンション住民—札幌市、福岡市、名古屋市の比較—(上)」『評論・社会科学』105号、2013年5月
- 能勢桂介「移民の若者の社会的排除—トランスナショナルなステップファミリーの場合」『生存学』生活書院、第6号、2013年3月

2013年書籍分担執筆

- 吉原直樹「モビリティ・スタディーズから『移民の社会学』へ」吉原和男編『現代における人の国際移動—アジアの中の日本—』慶應義塾大学出版会、2013年2月
- 吉原直樹「地域コミュニティの虚と実—避難行動および避難所からみえてきたもの—」田中重好・船橋晴俊・正村俊之編『東日本大震災と社会学』ミネルヴァ書房、2013年3月

2013年その他

吉原直樹「カナダのストラタ・カウンセル」（ヨーロッパ、アメリカの地域住民組織 4）、『まち・むら』120、2013年1月

吉原直樹「地区住民評議会とコントラダ」（ヨーロッパ、アメリカの地域住民組織 5）、『まち・むら』121、2013年2月

吉原直樹「地域社会とのかかわり」『更生保護』64巻2号、2013年2月

9. 理事会・委員会のお知らせ

第2回研究委員会

日時 10月5日（土）10時30分～12時30分

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館5階南ウイング1554教室

第2回編集委員会

日時 10月5日（土）11時～12時30分

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館5階南ウイング1553教室

第2回国際交流委員会

日時 10月5日（土）11時30分～12時30分

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館5階北ウイング1506教室

第2回地域社会学会賞選考委員会

日時 10月5日（土）11時～12時30分

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館5階北ウイング1501教室

第2回理事会

日時 10月5日（土）12時30分～14時

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館5階南ウイング1557教室

（各教室に至る本館へは、正門（品川駅からバス）からは2階に入り、国道1号線沿いの「本館入口」（南北線・白金高輪駅）からは1階に入ってください。）

第2回研究例会 会場案内

明治学院大学白金キャンパス 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

※会場となる 2401 教室は、ヘボンフィールドという中庭を挟んで本館と向かい合っている 2 号館の 3 階にあります。

<交通アクセス>



品川駅	[JR 山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線・東海道新幹線 京浜急行線]
高輪口より 都営バス「目黒駅前」行きに乗り「明治学院前」下車(乗車約6分)	※徒歩約17分
目黒駅	[JR 山手線 東急目黒線 東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線]
東口より都営バス「大井競馬場前」行きに乗り「明治学院前」下車(乗車約6分)	※徒歩約20分
白金台駅	[東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線]
2番出口より徒歩約7分	
白金高輪駅	[東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線]
1番出口より徒歩約7分	
高輪台駅	[都営地下鉄浅草線]
A2番出口より徒歩約7分	

★詳細は明治学院大学 HP をご参照ください。

交通アクセス <http://www.meijigakuin.ac.jp/access/>

キャンパスマップ <http://www.meijigakuin.ac.jp/campus/shirokane/>